

○財務省告示第三百四十二号

環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の施行に伴い、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項の規定に基づき、輸入数量に基づく特別緊急関税の平成三十年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を定める件（平成三十年三月財務省告示第九十一号）の一部を次のように改正し、平成三十年十二月三十日から適用する。

平成三十年十二月二十八日

財務大臣 麻生 太郎

輸入数量に基づく特別緊急関税の平成三十年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を定める件（平成三十年三月財務省告示第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

		改正後	
二 「略」		二 「同上」	
関税暫定措置法別 表第一の六の項名		関税暫定措置法別 表第一の六の項名	
七	六	五	四
一 二 ト ン	三 九 ト ン	七 四 六 ト ン	一 八 、 四 四 五 ト ン
二 六 ト ン	二 九 ト ン	〇 ト ン	
協定対象外輸入基準数量		協定対象外輸入基準数量	
		改正前	

一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八
一、四九四トン	二一、六一〇トン	一七一、八〇五トン	八、五〇三トン	三六四トン	九〇一、〇九七トン	三四四、三九九トン	三、五六九、五〇五トン	四七、三二三トン	六、二五〇トン	七、四六〇トン	四三、七一六トン	六・八トン

一四	一三
六二五、一〇一トン	六、〇三九、九八五トン

備考 表中の「」の記載は注記である。

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二三	二二	二〇
五一五トン	八・五トン	四、八九二トン	一、〇八九トン	〇トン	九〇トン	一、九九三トン	四四八トン	三九、一二二トン	五九三トン